

第 19 回大阪府環境審議会会議録

開催日 平成 14 年 11 月 21 日

場所 プリムローズ大阪

第19回大阪府環境審議会会議録

開 会 午前10時

司会（奥田補佐） 長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、第19回大阪府環境審議会を開催させていただきたいと思います。

私は、本日司会を務めさせていただきます環境農林水産総務課・奥田でございます。
どうぞよろしくお願ひいたします。

皆様方におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、末吉環境農林水産部長からごあいさつさせていただきたいと思います。

末吉環境農林水産部長 委員の皆様には、ご多忙のところご出席賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから、環境行政を初め府政の各般にわたりご支援とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、大阪府におきましては、昨年7月に本審議会からいただきましたご答申の趣旨を踏まえまして、本年3月に大阪21世紀の環境総合計画を策定し、循環型社会を目指した環境都市づくりに鋭意取り組んでいるところでございますが、引き続き皆様方のより一層のご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

本日の審議会におきましては、ご審議いただきたい案件が3つございます。1つ目は、鉛及びその化合物の排水基準の改正についてでございます。2つ目は、前回の審議会におきまして諮問させていただきました循環型社会形成に向けた条例の基本的な考え方についてでございます。循環型社会形成に向けた条例検討部会のご報告に基づきまして、ご審議をお願いいたします。3点目は、これも前回の審議会におきまして諮問させていただきましたものでございますが、大阪府における土壤汚染対策制度についてでございます。土壤汚染対策検討部会のご報告に基づきましてご審議を賜りますよう、お願ひ申し上げます。以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げまして、ごあいさつといたします。

司会（奥田補佐） 続きまして、委員のご紹介をさせていただきたいと思います。時間の都合によりまして、本日ご出席いただいております委員のうち、今般新しく委員をお

引き受けいただきました先生方のご紹介をさせていただきたいと思います。

(新委員・専門委員紹介)

本日ご出席いただいている委員及び幹事の方々並びに事務局の職員につきましては、お手元にお配りしております配席表に名前を書いてございますので、紹介は省かせていただきたいと思います。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

(配付資料確認)

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

なお、本日、委員定数42名のうち32名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりまことをご報告申し上げます。

まず、議事1の会長等の選出についてでございます。これは、この7月末の学識経験者委員の任期満了に伴いまして、新たに会長並びに会長代理の選出をお願いするものでございます。

会長は、環境審議会条例第4条第1項の規定によりまして、学識経験者の中から委員の互選によって選出していただくことになっております。会長の選出について、いかがいたしましょうか。

西山委員 本審議会の会長といたしまして、こちらにいらっしゃる南委員を推薦いたしたいと思います。

南先生は、大阪府立大学の学長といたしまして、前回の会長でありましたし、その学識、ご識見等におきましてこの審議会の会長にふさわしいと思いますので、ぜひお引き受けいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか、皆様方。

(拍手起ころ)

司会(奥田補佐) ただいま、南委員に会長をお願いしてはどうかという意見をいたいたところでございます。ただいま拍手がございましたけれども、委員の皆様、南委員に会長をお願いすることでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、南委員に会長をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

南会長、恐れ入りますが、会長席へお移りいただけますでしょうか。

[南会長 会長席に着く]

それでは、これ以降の議事につきましては南会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

南会長　ただいまご指名いただきました大阪府立大学の南と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

この審議会は、ご承知のとおり、大阪府における環境の保全に関しまして、基本的なことを調査審議する非常に重要な会議でございます。その中で、以前に引き続いて会長という重責をご指名いただきまして、その責任の重さを痛感しているところでござります。微力ではございますが、皆様方のご協力、ご支援をいただきまして、その職を務めさせていただきたいと思います。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

それでは、引き続きまして議事を進めさせていただきます。

会長代理を選出する必要がございます。会長代理の選任につきましては、大阪府環境審議会条例第4条第3項によりますと、会長が学識経験者の中から代理を指名することになっております。私としましては、大阪商業大学教授の前田委員に引き続いて会長代理をお願いしたいと思っておりますが、前田先生、お引き受けいただけますでしょうか。ぜひよろしくお願ひいたします。

前田委員　前田でございます。皆様も既にご存じかと思いますが、私、学識も経験もさほどあるわけではありませんで、うまいこと、あるいは十分に責務を果たすことができるか甚だ心もとないわけでございますけれども、皆様のご指導を得ながら務めさせていただきたい、このように思います。どうかひとつよろしくお願ひいたします。

南会長　ありがとうございます。それでは、前田先生、どうぞこちらのお席にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔前田会長代理　会長代理席に着く〕

それでは、議事2の鉛及びその化合物の排水基準の改正について、これは諮問事項でございますので、諮問をお受けしたいと思います。

末吉環境農林水産部長　それでは、知事にかわりまして、私から諮問をいたしたいと思います。

大阪府環境審議会

会長　南　努　様

鉛及びその化合物の排水基準の改正について（諮問）

鉛及びその化合物の排水基準を下記のとおり改正することについて、貴審議会の意見を求めます。

記

「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年大阪府条例第8号）及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年大阪府条例第6号）により上水道水源地域に適用する鉛及びその化合物の排水基準を、現行の「1リットルにつき鉛0.05ミリグラム」から「1リットルにつき鉛0.01ミリグラム」に改正する。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。

〔末吉部長より南会長に諮問文書手交〕

南会長　ただいま当審議会に対し諮問のありました「鉛及びその化合物の排水基準の改正について」ですが、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（北田課長）　　大阪府循環型社会推進室環境管理課長の北田でございます。本日お諮りをいたしております鉛及びその化合物の排水基準の改正につきまして、諮問の理由や改正の内容をご説明申し上げます。

お手元の資料1-1が諮問文でございます。その次のページ、2枚目に説明を記載いたしておりますので、これを読み上げさせていただきたいと思います。

1 上水道水源地域に適用する有害物質の排水基準

今回の改正は、鉛及びその化合物（以下「鉛」という。）の水道水質基準が平成14年3月27日に改正され、平成15年4月1日から適用されることに伴い、有害物質の鉛について、上水道水源地域に適用する排水基準を改正するものです。

恐れ入ります。この上水道水源地域でございますが、1枚めくっていただきまして、その次の資料1-2に図示させていただいております。灰色で塗りつぶしております山間の丘陵部を中心とした地域が、条例で定めております上水道水源地域でございます。

大阪府では、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」

により、上水道水源地域においては水源の安全性を確保するため、有害物質について、原則として水質汚濁防止法に定める一律排水基準の十分の一の値（環境基準値）を上乗せ排水基準として、水質汚濁防止法で定める特定事業場に適用しています。

また、特定事業場の他、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」で定める届出事業場に対して、同条例により上乗せ排水基準と同じ基準を上水道水源地域に適用しています。

2 鉛の水道水質基準と上水道水源地域に適用する鉛の排水基準

現行の、上水道水源地域に適用する鉛の排水基準は 0.05mg/L であり、水質汚濁防止法の一連排水基準が改正されたことに伴い、平成6年10月に改正されたものです。この排水基準は、環境基準値の 0.01mg/L ではなく、大阪府公害対策審議会の答申により「鉛については水道水質基準の 0.05mg/L とすることが適当である」とされたことに基づいて改正されたものです。

3 上水道水源地域に適用する鉛の排水基準の改正

鉛の水道水質基準は、平成4年12月に 0.05mg/L に改正されていますが、その際に概ね10年後の長期目標値が 0.01mg/L に設定されたことを受け、平成14年3月27日に 0.01mg/L に改正されました。

これにより水道水質基準が環境基準と同じ値となったことから、上水道水源地域においては、有害物質について、原則として水質汚濁防止法に定める一律排水基準の十分の一の値（環境基準値）を上乗せ排水基準として適用するという考え方に基づいて、上水道水源地域に適用する鉛の排水基準を、現行の 0.05mg/L から 0.01mg/L に改正する必要があると考えます。

なお、上水道水源地域に所在している、鉛を使用する工場及び事業場等の排出実態を検討したところ、排出水に含まれる鉛の測定結果はいずれも 0.01mg/L 以下を満足しています。

その裏のページに、今回の改正内容を表として取りまとめております。一番左が環境基準、これが 0.01 でございます。一律の排水基準が 0.1 、一番右端の水道水質基準は、これは水道法に基づくものですが、 0.05 となっておりましたのが今回 0.01 に変わったということでございます。それに伴いまして、右から2番目ですが、今回、上乗せ条例としておりますものも 0.05 を 0.01 に合わせたいということでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、今回の改正は法に基づく改正に合わせて、

府の条例で定めております鉛の上乗せ排水基準を改正するものでございます。どうぞご審議をよろしくお願ひいたします。

南会長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かご意見、あるいはご質問等がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでござりますでしょうか。——多分これは特にご意見がなく、お認めいただけると思います。

それでは、特にご異論もないようでございますので、諮問のとおりの内容で答申することとしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

どうもありがとうございます。それでは、原案どおりの内容で答申することにさせていただきます。

なお、答申文の作成などの取り扱いにつきましては、ご一任をさせていただければ幸いだと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは次に、議事3の「循環型社会形成に向けた条例検討部会の報告について」に移らせていただきます。

これは、前回の審議会におきまして知事からの諮問を受けて、その後、循環型社会形成に向けた条例検討部会において専門技術的に検討を行ってまいりました。これにつきまして、池田部会長から部会の検討結果の報告をお願いしたいと思います。池田先生、どうぞよろしくお願ひします。

池田（敏）部会長 循環型社会形成に向けた条例検討部会の部会長を務めさせていただきました池田でございます。

会長からもご説明がございましたように、「循環型社会形成に向けた条例の基本的な考え方」について知事から諮問を受け、条例検討部会で検討を行いまして、お手元にあります資料2のように部会報告を取りまとめましたので、検討経過並びに検討の結果についてご報告申し上げたいと思います。

部会では、知事から諮問がありました条例の基本的な考え方につきまして、本年の5月から部会を5回開催し、専門的な見地から検討を行ってまいりました。

お手元の資料2の最後の20ページに、参考といたしまして、審議経過と部会委員名簿を添付しております。それをご覧いただきたいわけでございますが、第1回部会では条例の基本的な考え方の検討事項やスケジュールについて、第2回部会では条例の規定内容や循環型社会形成に向けた府民意見の募集について、第3回部会では条例制定に向け

ての基本的な考え方（案）について、第4回部会では部会報告（素案）の構成と内容について、そして第5回部会では部会報告（案）について検討を行いました、取りまとめたのがこの資料2でございます。

これらの検討に当たりましては、幅広い府民の意見を踏まえて行うことにいたしました、府民の意見を募集いたしました。その結果、お手元の資料の15ページ以下に記載いたしておりますが、資源の循環、廃棄物の不法投棄の防止その他につきまして多くの意見をいただいたわけで、その数は300件を超えております。これらに基づき、検討を進めた次第でございます。

それでは、お手元の資料2の循環型社会形成に向けた条例の「基本的な考え方」に基づき、説明をさせていただきたいと思います。

表紙をあけて目次をご覧いただきたいと思います。本報告書の構成は資料の目次に示しているとおりでございまして、報告書は2編構成の本文と参考資料から成っております。第1編に循環型社会形成に向けた施策のあり方、第2編には、条例に盛り込むべき内容として、「第1章 総則」から「第5章 その他」まで、5章の構成としております。

まず、1ページをご覧いただきたいと思います。「第1編 循環型社会形成に向けた施策のあり方」ですが、第1、第2のフレーズで大阪府や国における法整備等の取り組み状況、第3フレーズでは大阪府における現状を記載しております。

本書の12ページに参考資料1というものをつけておりますが、府内の廃棄物の状況をそこに記載いたしております。それをご覧いただきますと、大阪府域においては、平成11年度で、1人1日当たり一般廃棄物の排出量が1,334gと全国で1位となっております。大量の廃棄物が排出されているわけですが、産業廃棄物の不適正処理につきましても、平成8年度に比べまして、平成13年度は苦情件数が約2倍と後を絶たないような状況があります。リサイクル率につきましても、全国の平均に比べて低い状況にあることがご覧いただけると思います。

これらの課題の解決のためには、府民、事業者、民間団体や行政が適切な役割分担とパートナーシップのもとで一丸となって取り組みを進めていく必要があると考える次第でございます。このため、喫緊の課題である廃棄物の減量化・リサイクル対策、廃棄物の不適正処理対策について、体系的に推進する新たな条例の制定が必要であるといったしました。

資料の2ページに戻っていただきまして、「第2編 条例に盛り込むべき内容」についてご説明をいたします。

まず、第1章、「総則」としておりますが、項目の1として、循環型社会の定義と基本理念ということで、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）及び適正な処理に関する取り組みを進めるため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成し、大阪を魅力あるきれいな環境都市とするための仕組みづくりの一つとして条例を制定するとしております。

項目の2、条例の目的ですが、大阪府環境基本条例の理念にのっとりまして、循環型社会の形成を図り、廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進し、不法投棄の撲滅を図り、その適正な処理が行われるよう、府民、事業者、府の責務や必要な事項を定めることといたしました。

項目の3は条例の名称ですが、循環型社会を形成し、大阪を魅力ある環境都市とするための条例といたしまして、本条例は「大阪府循環型社会推進条例」とすることが適切といたしました。

3ページをご覧ください。項目4には、府、事業者、府民の責務について記載しております。

まず、①の府の責務ですが、府は、循環型社会の形成に関する総合的な施策の推進に努め、これらの施策の実施に際しては、率先して循環型社会の形成のために必要な措置を講ずるとともに、市町村との連携及び市町村間の広域的な連携、調整に努めることといたしました。

②は事業者の責務ですが、事業者においては、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進、適正処理を行うものとし、リサイクルや適正処理がしやすい製品づくり、再生材料の利用、部品等の再使用、それから製品に材質や成分の表示等循環的な利用が行えるように努めることのほか、製品の長寿命化、修理等により廃棄物の発生の抑制に努めるとしております。

4ページに移りまして、次に、③の府民の責務でございます。府民は、廃棄物の発生を抑制し資源の有効な利用の推進を行うものとし、環境の保全に配慮した商品の選択、活用に努めるほか、製品の長期使用などにより廃棄物の発生抑制に努めるものといたしました。

5ページに移ります。「第2章 循環型社会の形成に向けて講じるべき施策について」

でございます。これは、府が主体となる具体的な施策について記載したものです。

まず、項目の1は、基本指針の策定といたしまして、府は、循環型社会の形成を推進していくための基本指針を策定し、公表するといたしました。

項目の2は、率先行動といたしまして、循環型社会の形成のために、府は自ら率先して環境への配慮を行うとしております。

次に、項目の3は、教育・学習及び広報の充実です。これは、循環型社会の形成に向けて、みだりにごみを捨てない、あるいはごみを減らす、物を大事に長く使う、環境に優しい製品を購入するというように、ライフスタイルを変革していく必要があるわけでございます。そのために、府は、教育・学習の振興並びに広報活動の充実など、必要な措置を講ずるよういたしました。

次に、項目の4-①、リサイクル製品の認定です。これは、府内のリサイクルに関する産業の育成及びリサイクルの取り組みを促進するため、府内で発生した廃棄物を原料として、府内のプラントで製造、加工されたリサイクル製品を「大阪府リサイクル製品」として認定して、その需要の拡大を通してリサイクルの推進を図ろうとするものであります。

6ページをご覧いただきたいと思います。項目4-②の再生品の調達です。この項目は、前記のリサイクル認定製品を含めて、府は、再生品の調達を行っていくとして、併せて、再生品の需要を拡大するため、事業者や府民に対しましても効果的な普及啓発に努めるといったしております。

項目の5は、民間団体などの自主活動への支援といたしております。事業者、府民及び民間団体が自主的に行う循環資源の回収活動、環境マネジメントシステムの取り組みなど、循環型社会の形成に関する活動が促進されるよう、府は、情報の提供、その他の必要な支援を行うといたしました。

項目の6は、リサイクル技術の支援です。リサイクル製品の認定と併せまして、府内のリサイクルに関する産業の育成及びリサイクルの取り組みを促進するため、府は、大学等の研究機関と連携して、事業者等の行う技術開発への支援及び技術情報の提供等の措置を講ずることといたしました。

引き続いて、7ページをご覧いただきたいと思います。「第3章 廃棄物の発生抑制と適正処理の推進について」といたしております。

まず、項目の1、廃棄物の減量対策ですが、府は、府、市町村、事業者及び府民が、

それぞれの役割に応じて、廃棄物の減量、その他の取り組みを促進するため、行動指針を作成し、普及啓発に努めるものといたしております。また、事業場において、廃棄物の最終処分量をゼロに近づけようとする、ゼロ・エミッションの取り組みを促進することともしております。

次に、項目の2、廃棄物の減量等の推進体制です。府は、廃棄物の減量及び資源の有効な利用の推進を図るため、市町村、事業者団体、民間団体等で構成する推進体制を整備するものといたしました。

次に、項目の3、優良処理業者の育成です。廃棄物処理を行う専門業者として、廃棄物の適正処理を通じて循環型社会を形成し、環境への影響を低減する重要な責務を担っていることから、高いモラルと技術力を有する優良な処理業者を育成することが必要といたしました。

次に、項目の4、産業廃棄物管理責任者制度です。産業廃棄物を排出する電気、ガス、熱供給、水道業、建設業及び製造業の事業者に、産業廃棄物管理責任者を選任させようとするものです。これは、廃棄物を排出する各事業場において、産業廃棄物の適正処理に関する意識の向上を図るため、管理責任者制度を新設したいということです。管理責任者の役割といたしましては、適正処理のための契約やマニフェストの履行、社員教育・啓発、廃棄物の減量化に向けた取り組みなどを担ってもらうことといたしております。

次に、項目の5、産業廃棄物保管施設に対する対策につきましては、事業者に、自ら排出した産業廃棄物の保管を行う場合は、府に保管施設の届出義務を課すことといたしました。これにつきましては、廃棄物処理法では、自家処理の保管に対しましては届出や許可を対象外といたしております。しかし、自家処理には基準に適合しない多量保管の例が多くありますから、不適正処理の未然防止という観点からも届出制度を新設しようとするものです。対象としては、建設業や解体業において、産業廃棄物の排出現場以外の場所で一定規模以上の面積を有する保管施設としております。自家処理にはマニフェスト、いわゆる管理票の使用義務がありませんので、保管に関する管理記録台帳の作成を義務づけております。併せて、保管場所の掲示看板の設置も義務づけるようにいたしました。また、届出の保管施設が法令等の基準に適合するよう府として指導するため、届出内容の計画の変更命令ができるようにもいたしております。併せて、不適正処理の未然防止を図る観点から、産業廃棄物の搬入が継続されることにより、法で定める基準に違反するおそれがあると認められるときは、事業者に対し産業廃棄物の搬入の一時停

止命令ができますこととしております。

なお、この5の産業廃棄物保管施設の届出対象の規模、提出書類等については、別途定める必要があると考えております。

次に、項目の6は、土地所有者の責務でございます。

8ページをご覧いただきたいと思います。①は、土地の所有者、占有者及び管理者等は、産業廃棄物の不適正処理が行われないように土地の適正管理を行い、不適正処理が行われたときは府に速やかに通報するとともに、府が行う状況調査に協力することなど、一般的な土地所有者の責務についてまず規定をいたしました。

引き続き、9ページをご覧いただきたいと思います。項目の6-②は、不適正処理が行われた土地所有者の原状回復措置及び支援措置です。土地所有者等は、産業廃棄物の不適正処理が行われた場合は、自ら侵入防止柵の設置を行うなど、被害の拡大防止対策を講ずることといたしております。2つ目のフレーズは、不適正処理により周辺の生活環境保全上の支障が生ずることとなった場合で、不適正処理の行為者及び当該産業廃棄物の排出事業者が原状回復を行わないときには、府は、土地所有者に必要な原状回復措置命令を行うことができるといたしております。廃棄物処理法では、土地所有者に原状回復等を求める場合の要件としては、不法投棄などを知りつつ土地を提供した場合など非常に限定されております。原状回復は一義的には行為者や排出事業者が履行するものですが、これらの者が実施しない場合には、土地所有者に原状回復を求めることが適切と考えたわけでございます。3つ目のフレーズは、府、事業者等が連携して適正処理の推進を支援するため、府は、産業廃棄物の不適正事案の原状回復への支援等を実施する法人として、府内の公益法人から指定できるといたしました。

次に、項目の7、生産者の原状回復への参画です。不法投棄された産業廃棄物の撤去等に際し、その成分、処理方法がわからないなどの適正な処理が困難な場合が予想されますが、その場合、当該製品を生産した者は、撤去等に関し必要な技術的な支援を行うものといたしております。これは、化学薬品などが不法投棄された場合、生産者が物の性状や処理方法について一番熟知していると思われますから、これらの廃棄物を処理するために技術的な支援を求める考えているわけです。

10ページに移らせていただきます。第4章に移りまして、地域の環境美化について記述いたしております。府条例において、府民一人ひとりが地域の環境美化に努めることを規定すべきとして項目を設けております。1つ目のフレーズは、何人も、公共の場に

おいて自らのごみを持ち帰るなど、環境美化に配慮して行動するよう努める。2つ目は、府民は、ポイ捨てによるごみの散乱を防止し、地域の環境美化に努める。3つ目には、府は、市町村と連携し、公の施設の適正な管理、教育、学習、啓発の推進等を通じて環境美化に努めるとともに、環境美化府民行動を推進するといったしております。

次に、「第5章 その他」ですが、まず項目の1は、施設整備に関する配慮事項です。従来、産業廃棄物の処理施設の設置に当たっては、産業廃棄物事前審査要綱等により住民同意等の指導がなされてきましたが、条例で明確な手続を規定すべきとの観点から検討いたしました。内容といたしましては、産業廃棄物処理業者が産業廃棄物処理施設の設置又は変更を行う場合は、関係住民への事業計画についての説明会の開催や事業計画の周知を図ることを義務付け、その周知計画書を府に提出することといたしております。生活環境保全上の意見を有する関係住民はこの事業計画について事業者に意見を述べることができ、また事業者はその意見に対して見解を述べるということにもいたしております。併せて、府は、必要に応じて、学識経験者等で構成する委員会において意見を求めることができるといったました。さらに、施設設置後において地元住民から意見が出されたような場合、事業者は意見に対する見解を示して府に報告することといたしました。

11ページをご覧いただきたいと思います。次に、項目の2の報告徴収及び立入検査並びに勧告についてですが、本条例の施行を円滑かつ効果的に行うために、報告徴収及び立入検査並びに勧告に関する規定を設けることにいたしております。なお、勧告対象としては、産業廃棄物管理責任者の未設置、産業廃棄物保管施設の無届、管理記録台帳の未整備及び掲示義務違反、さらに土地所有者等の被害拡大防止策の不履行、施設整備に関する配慮事項についての責務不履行、こういうものを予定しております。

項目の3の行政処分の公表ですが、公表を行う場合は根拠を明確にする必要がありますから、条例の中に明記することを必要としております。対象としては、廃棄物処理法や本条例に基づく許可取消や事業停止命令などの行政処分が行われたときや、本条例に基づく勧告に従わない場合、公表の対象にすべきと考えております。

最後に、項目の4の罰則の規定です。本条例の実効性を確保するため、罰則規定を設けるものといたしております。対象といたしましては、産業廃棄物保管施設に対する無届の場合、搬入一時停止命令違反の場合、故意又は重大な過失がある場合における土地所有者の原状回復命令違反と考えております。

以上、本年3月に諮問を受け、循環型社会形成に向けた条例検討部会において専門的見地から検討をいたしました結果で、以上をもって部会の報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

南会長 池田先生、どうもありがとうございました。ただいまのご説明に対して、ご意見或いはご質問等がございましたら、お願ひしたいと思います。少し長いので、章ごとに区切ってお伺いすることもできるかと思いますが、とりあえずご質問、ご意見を全体にわたってお伺いしたいと思います。

岸上委員 13ページに、不適正処理に対する主な取り組みとして、3点例が挙げられています。このうち、富田林市甘南備地区の事案は、私は昨年3月の環境農林常任委員会で質問をいたしました。また、その次の貝塚市馬場の事案についても、ことし1月の決算委員会で質問をしたわけですが、甘南備の事案は、保管基準の10倍、3万3,000m³もの産廃が積み上げられて、そして悪臭が立ち込めて、ほこりが舞い上がる、さらに自然発火をしてたびたび消防車が出動する。こういう状態のときに、私、昨年3月に質問をしたわけですけれども、生活環境に及ぼす影響に関して、その時点ではすぐ排出業者の協力も得て若干除去されているということで、私が求めた代執行に府は応じられませんでした。しかし、その後、これまでにない火災が発生をして、それに伴って周辺の山であるとか民家への類焼のおそれが出てきた、悪臭もさらにひどくなるということで、生活環境保全上の支障が出たという判断のもとに、府は行政代執行に踏み切られたということなんですね。そのときには、府は代執行をして全量撤去をされるという方針をお聞きしました。

それから、今言いました甘南備地区の産廃が大阪府下で一番量の多い事案だそうで、貝塚の馬場の例は3番目に多いという説明をお聞きしたんですが、この場合は、業者は許可も受けずに、無許可の業者が相場の3分の1の値段で産廃を運び込ませた。そして、このときには、既に廃棄物処理法が昨年の4月に改正をされて、排出事業者に対する責任が非常に強化されたということで、府は非常に迅速に対応されて、そして府警もこの業者を逮捕されましたので、廃棄物処理法の改正に基づいてこれを全国で初めて適用をされ、ことしの1月の時点では、産業廃棄物指導課長は、今年度内、つまりことしの3月までに全量撤去をしたいと答弁をされたわけです。

私、この環境審議会を前にしまして、10日前に、この2つの例と2番目に多い岸和田市の蜻蛉池の事案も含めて3ヵ所を見てきました。今どうなっているかといいますと、

2つとも、6割ぐらいは撤去をされていますけれども、全量撤去にまだ至っていないんですね。甘南備の例は、なぜ行政代執行に踏み切ったのに全量撤去ができないかといいますと、全量撤去ができるであろうということで予算化した額では到底搬出できないほど、予測以上に産廃の量が多かったそうなんですね。貝塚の方の例は、協力を求めた排出業者でまだその協力に応じていないところがあると。それから、土地所有者も府の協力要請に応じる姿勢を見せていないということで、残念ながら両方の事案ともあと4割が残っているということなんですね。

こうしますと、土地所有者の対策を強化するというご報告があったんですけども、なかなか現状にそぐわない面もあるのではないか。この点で、これまで府が取り組まれてきたことの経過と、今後こうした事案の解決をどう図っていかれるのか、お伺いしたい。同時に、13ページの「勧告・命令、業許可取消・停止件数」を見ますと、平成12年と13年では、勧告・命令も取消・停止も倍以上に増えているんですね。こういう中で、今回こうした新しい条例を制定されるに当たって、実際にそういう問題の解決を図れるような方向をやはり府民に示す必要があるんじゃないかという点で、見解をお示しいただきたい。

それから、事前に伺っておけばよかったんですが、12ページの「不法投棄等の不適正処理に関する状況」で、平成10年と平成11年を比べますと、倍近くに増えているんですね。そして、高どまりをしている。平成10年と11年の間に一体どういう事情があったのか、非常に激増しておりますので、この点についてもご説明をいただければと思います。

南会長 ありがとうございます。ただいまのは、十分な撤去がなされていない、4割以上残っている、あるいは不法投棄が10年から11年に倍増している、そのあたりについての見解ということで、これは事務局にお答えいただけますでしょうか。

事務局（大槻課長） 産業廃棄物指導課長の大槻でございます。ただいまの岸上委員のご質問についてお答え申し上げます。

富田林あるいは貝塚の事例は、委員ご説明のとおりでございまして、特に富田林につきましては、今年度、14年2月から5月にかけまして代執行をしたものでございます。火災が起こることで、生活環境保全上の支障を除去することを基本目的に、できるだけ撤去をしようということで産業廃棄物の撤去を進めたわけでございます。現状、確かに4割程度残ってしまったわけでございますが、その上に覆土をいたしまして、さらに種子を吹きつける等で、生活環境保全の支障につきましては除去されたものと理解

をいたしております。

それから、貝塚の例につきましては、排出事業者50社に対しまして撤去に向けての措置を命じたわけでございます。現状、42社がこれに応じて撤去をいたしました。残り8社のうち、2社は、月々分割で撤去をさせてほしいということで現在継続中、あと6社については、零細な工務店等ございまして、少し待ってほしいということでしたので、引き続き撤去していただくように指導をしているという状況でございます。

このようなことがなぜ起こったかということにつきましては、まず富田林については、確かに、処分業者でもございましたので、我々の指導が若干甘かった点もございます。特に、廃棄物処理法が改正になりまして、行政処分を厳しくやれという指針も出ております。私どもも、これにつきましては厳しくやっていこうという方針で臨んでいるところでございます。

さらにもう一点、貝塚の例でございますが、廃棄物は自分のものだと称しまして、自家物を積み上げたものでございます。これについては、届出や許可が必要でないということで、抜け道になっているものでございます。このために、自家物についての届出なりその把握を十分やっていく必要がある、自家物の処理に対しても厳しく指導していく必要があるということで、今回、この条例案に載せさせていただいたものでございます。

それと、やはり最終は土地所有者の責務になってこようかと思います。ある程度そこでお金をもらいまして、土地を貸すわけでございます。最終、土地所有者に対しても一定責務があると私ども考えまして、今回、条例化をさせていただいたものでございます。具体的な対策等につきましては、今回、答申を受けまして、制度の充実を図ってまいりたいと考えております。

それから、もう一つのご質問は、平成10年から11年にかけて不適正処理件数が倍増したではないか、何か理由があるのではないかということでございます。これにつきましては、明確な理由にはなっておりませんが、廃棄物の値段が高騰した、あるいは廃棄物の処分場が段々少なくなってきたという状況、それから私どもの監視パトロールを強化したことで逆にそれだけ不法投棄の発見がふえたことも一つの要因ではないかと考えております。

南会長 岸上委員、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

北之坊委員 北之坊でございます。

循環型社会形成に向けた条例の検討部会の皆様方には、大変ご苦労をいただいたと思っております。一番後ろの方に書いていますように、何度も部会を開かれたということで、そのご努力には大変敬意を表したいと思いますけれども、二、三点お聞きしたいところがございます。

この条例の適用される範囲というのは、大阪府全域でしょうか。

池田（敏）部会長 大阪府条例でございますから、大阪府全域が適用対象となると思います。

北之坊委員 ということは、大阪市も入るんですかね。

池田（敏）部会長 大阪市も入るわけです。

北之坊委員 大阪市も入るということですと、私も環境農林の委員会に入っておりますので、いつも気になること、例えば今回の条例では、さきの質問者からもありました不適正処理、不法投棄が多いので、産業廃棄物についてはかなりページ数も割いていただいておりまし、細かい規定をされているんですけども、それ以外の問題についてはちょっと少ないかなという感じがするんです。例えば、自動車公害なんかのNO_x規制とか、今問題になっておりますヒートアイランドをどうするかとか、そういう問題については、どちらかというとちょっと足らんかなというのが率直な私の感じです。

ですから、私は、大阪市が入っているからこういう条例を……。その他の部分ですね。廃棄物のところで参考資料を見せていただいているが、大阪府というのは、一般廃棄物でも全国に比べて2割ぐらい多いんですね。2割ぐらい多いのは何ですかと聞いたら、大阪市内の事業系のごみが出てくるから多いんですという説明です。そうしたら、それをちゃんと処理できるようにしたら、少なくとも全国平均に近いところまで持っていけるんじゃないかなと思うんですけども、いや、大阪市は別の考え方がありまして、なかなかそれには乗ってもらえませんということです。大阪市を除く府下だけで一生懸命努力しても何にもなりませんがなと、よく委員会では質問させていただいているんですけども、もし大阪市がこの条例に含まれるということでしたら、その辺がこの条例によって解決の方向に向かっていくことを私は期待しておきます。

というのは、3ページで「府の責務」として、3つ目の丸のところで「市町村との連携及び市町村間の広域的な連携・調整に努める」となっています。この辺のことについては、私が先ほど言いましたように、産業廃棄物では府下の市町村の方が多いでしょう

けれども、その他の問題では、大阪市が環境に対して負荷を与えていたい部分というのは本当に大きな比重を占めていると思うんですよね。ですから、いかにきっちりと大阪市と連携がとれるかが問題ですので、この条例の中でそれがはっきりとうたわってほしいなど、私はそう考えております。

それから、これもよく委員会で質問させていただくんですが、環境教育ということですね。環境教育も、今の成人はなかなか、本当は考え方を改めてもらわんといけないんですけど、難しい現状があります。ですから、子供の時代から環境を守ることをもっともっと教育の場で勉強してほしいということをよく言っています。この間の9月の委員会でもそのことを言いまして、手引きですか、教育現場にもそういう資料をつくって、皆さん方、先生方にも徹底しますということですけれども、教育の現場を見ますと、私自身、学校へ行って校長先生などに聞くと、いや、そういう資料を送ってきてても、なかなかそれを実際に消化する段階に行きませんということを言っておられるんですね。何でかなといいますと、環境部局は一生懸命取り組んでいただいていると思うんですが、それがほかの部局、例えば今言いました教育ですと、府の教育委員会ときっちりとそれが事前に調整されているのかということが問題なんです。一生懸命こちらでは努力していても、それがずっとおりていって、それぞれの現場ではなかなか浸透していっていないという現実があります。

大阪府も部局がたくさんあります。特に、環境に影響を与えやすい土木とか、都市建築とか、そういう部門もありますから、それとの連携もきっちりと図れるように。府民に、責務とまではいきませんけれども、いろいろこういうことをしてほしいと要求されておりまして、その面では、一番足元の大阪府がどういう形で個々の問題についてきっちり取り組めるかということを、もうちょっと各部局間で、条例がスタートするまでに詰めておいていただきたいということを今ここでお願いしておきます。

もう一つ、ここでは、府民の意見ということで、これは多分パブリックコメントだと思うんですが、何ページか出していただいております。これはいいことだと思います。また、スケジュールでは、もう一度この案が固まった状態で府民にパブリックコメントを求められると思います。そこで、私の希望したいのは、こういう意見が出てきましたということで列記をしていただくのはいいんですけども、本当は、こういう意見が出てきました、府としてはこういう考え方を持っているというように、府民の意見と府の考え方を列記してこういうところへ出していただければありがたいなと思っております。

それが条例審議の大変重要な部分にもなってくると思いますので、そのことを要望しておきたいと思います。

南会長 どうもありがとうございました。ただいまの北之坊委員のご意見は、適用範囲、特に大阪市との関係、それから教育にどう反映するか、さらにパブリックコメントについて、これはかなり配慮された上での原案になっていると思いますが、そういうものに対する府の考え方を対照的に出すなど、もう少しよくわかるような措置をしてはどうか、そういうご意見と承りました。

北之坊委員 ですから、パブリックコメントの場合は、どの部分でこの条例で対応したかということぐらいまで書いておいていただければありがたいと思います。

南会長 そういう関係がわかるようにしていただきたいというご意見だと思います。ただいまの北之坊委員の意見に対して、事務局サイドから、どうぞ。

事務局（本田副理事） 循環型社会推進室の本田でございます。ご質問にお答えさせていただきます。

まず、第一点の大阪市も含めた総合的な取り組み体制の強化をということでございますが、大阪府といたしましては、この条例に基づきまして、具体的な各分野における展開方向等を定めた基本指針を早急に策定いたしたいと考えてございます。その中で、基本的な目標、また各関連の主体が取り組むべき課題について取りまとめて、このご報告の中に推進体制の整備という項目がございますが、大阪市も含めました府域の市町村、民間の団体、また行政で構成する推進体制を条例に基づく体制として整備し、その着実な推進を図ってまいりたいと考えてございます。

第2点目の教育、学習の問題につきましては、非常に重要な課題であると受けとめおります。このご報告の中でも、教育、学習並びに広報の充実は条例の大事な柱の一つと位置づけさせていただいておりまして、既に環境教育、学習につきましては、副読本の作成や、或いは環境のN P Oの協力を得ました学校現場におきます教育の実践など、さまざまな形で取り組んできておりますが、今後とも教育委員会と連携いたしまして、小学校、中学校、高等学校、またさらには地域における学習活動の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから、3点目にご指摘がございました府民意見でございますが、先ほど部会長からのご報告にもございましたように、この条例の検討部会での検討に先立ちまして、本年6月から8月まで、まず第1段階としての府民意見の募集をさせていただいたところ

でございます。その項目につきましては、300件を超えるご意見につきまして逐次部会にご報告いたしまして、ご検討の素材としていただいたところでございます。また、今後の課題といたしましては、この審議会のご答申を受けまして、私ども、第2段階としてのパブリックコメントということで、府民から幅広く条例案についてのご意見を頂戴してまいりたいと思います。その結果につきましては、また別途取りまとめまして審議会の先生方にご報告する機会も考えさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

南会長 ありがとうございます。部会長の池田先生から、ちょっと追加でコメントがあります。

池田（敏）部会長 事務局の説明にさらに補足するというのはちょっと不思議な話なんですけれども、先ほどのご質問あるいはご意見にありましたことに関連して。

一つは、ヒートアイランド等についてもその対象とすべきじゃないかというご意見があったと思います。今回の条例制定においては、循環型社会形成推進基本法がございますが、そこに定義されている循環型社会というものを前提に議論をいたしましたわけです。その中心が廃棄物の問題で、これは喫緊の問題でございますから、これに絞ってやっているわけで、ヒートアイランド等については、別途、府の方でその施策の展開がなされると聞いております。

それからもう一つ、市町村の条例とのすみ分けのようなことをちょっとおっしゃったわけですが、特に一般廃棄物等のいわゆるポイ捨てというものについてですね。ああいうものについては、39の市町村において、ポイ捨て禁止とか清潔保持に関する条例が制定されておりまして、府と市町村の条例のすみ分けというのがやっぱり必要であろうかと思います。したがって、この条例では、市町村についてそういう義務付けをすることはしていません。また、平成11年に改正された地方自治法では、府が市町村に何か義務付けをする場合には、関与は法定主義になっておりまして、その根拠がちゃんとないとできないことになっておりますので、市町村の責務等については、意識的にそこに規定を置いていないということをご了解いただきたいと思います。

南会長 ありがとうございました。少し時間が押してまいりまして、次の4番の土壤汚染対策の問題もございます。特にご発言がございましたら、簡潔にお願いいたします。

原田（智）委員 きょう初めて参りました原田と申します。

7ページの産業廃棄物管理責任者制度の創設についての質問です。私、府民ですけれ

ども、非常に関心を持っています。その中の一つの適正な処理というところに期待をしているんですが、その場合、対象を電気、ガス、熱供給、水道業、建設業及び製造業とするというふうに限られた理由を知りたいと思いました。

と申しますのは、例えば農業分野でも、いろんな廃棄物が出ると思うんですね。そういう場合、それは製造業とは一般に言うのか言わないか。例えば畜産のふん尿、液体と流すときに、水路に流しちゃったら廃棄物にはならないけれども、それをきっちり適正処理して出せば産業廃棄物。そのほか、農薬等の人工化学有害物質を取り扱う農業以外で、例えば流通業も殺虫剤を売っていますが、売れ残りのものを適当に捨ててもいいのかという適正処理管理の問題。塗装業では、製造業ではありませんけれども、私たちのまちの中ではどんどん水路の中に塗装材料が流れている。その他、クリーニング業、自動車修理業、それから一般医薬を販売しているところ及び病院の薬剤部、これも私、現場で簡単に捨てられているのを見たことがあります。そういうものの適正管理というのは事業所がたとえ小さくても必要じゃないかと思いますので、なぜ外れているのかなという素朴な疑問があります。

南会長　　ありがとうございました。ただいまのは言葉の定義に関することと考えますが、どうぞ事務局の方からお答えください。

事務局（大槻課長）　　今回の産業廃棄物管理責任者制度の中でこの3つの業種に絞った理由でございますが、この3つの業種を合わせまして廃棄物の排出量の99%を占めているということで、この大きな割合を占めているところをまず抑えようというのが趣旨でございます。確かに、サービス業とか農業、流通につきましては、第5回の部会でも先生方に、議論をしていただいたところでございます。小さいところは放っておくのかということでございますが、これらにつきましては、まずこの3つの業種で進めさせていただたいで、その後と考えております。ただ、この3つの業種だけでも、すべて合わせますと約10万件の事業所がございます。こういうところに産業廃棄物の管理責任者を置いていただこうということで、指導を進めていきたいと考えております。

それから、水路に捨てているのではないかというお話でございますが、確かに水質汚濁防止法等で規制がされる部分がございます。水路に捨てたからといって、それにつきましては、廃棄物処理法でも不法投棄の認定もできるということもございます。ただ、当然、廃棄物処理法で適正に処理しないといけないというのがどの業種に対しても係るものでございますので、廃棄物処理法での適正処理がすべての排出事業者に必要になる

ということで、これは当然守っていただきたいといけない部分でございます。ともかくこの3つの業種でまず責任者を設置していただきたいということで考えたものでございます。

原田（智）委員 今の説明では、つまり量的なものをまず考えたということですが、私は、非常に少量であっても、有害廃棄物の処理をきっちりしないと循環型社会というものの足元をすくわれると思います。もし可能でしたら、これは基本のところですので、こういう限定されたことは、もう少し後の基本計画とか、その段階で盛り込んでいただいて、基本のところでは広くカバーしておく方がいいんじゃないかなと思いました。

南会長 ありがとうございました。ただいまのご意見は、大きなところだけでなく、やはりもう少し配慮が要るのではないかというご意見と承りました。

そのほかにもまだご意見がかなりあろうかと思いますが、基本的には、今のご議論を踏まえますと、いただいた「基本的な考え方について」というこのご報告をお認めいただいたということにさせていただいて、答申文の作成等はご一任いただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

どうもありがとうございます。議事進行の関係もあって申しわけございませんが、そのようにさせていただきます。

それでは、4番目の議題、「土壤汚染対策検討部会の報告について」に移らせていただきます。

これは、前回の審議会におきまして「大阪府における土壤汚染対策制度について」という質問を受けて、その後、土壤汚染対策検討部会において専門的にご検討をいただいたものでございます。これにつきましては、村岡部会長の方から、部会における検討結果の報告をよろしくお願いしたいと思います。村岡先生、よろしくお願いします。

村岡部会長 土壤汚染対策検討部会の部会長を務めております村岡でございます。説明させていただきます。

ただいま会長からもお話をございましたように、知事から本審議会に「大阪府における土壤汚染対策制度について」という質問を受けまして、土壤汚染対策検討部会において検討を行いました。その審議経過と検討結果につきましてご報告いたしたいと思います。

お手元の資料3の最後の方、14ページをまず見ていただきますと、ここに各委員の名

簿がございます。また、15ページにその審議経過を載せております。本部会では、各委員のご協力をいただきながら、6月から検討を始めまして、これまで5回にわたりまして審議を行ってまいりました。第1回から第3回までは、土壤汚染対策についての基本的な方向について検討するとともに、第3回の部会におきましては、産業界、自治体、N G Oなどの関係者の意見聴取も行っております。第4回の部会におきましては、それまでの検討内容、関係者の意見などをもとに部会の報告の素案を取りまとめまして、この素案をもとに、パブリックコメントの制度で府民の皆さんのご意見を募集いたしました。第5回の部会におきまして、この府民の意見を踏まえましてさらに検討を加え、ご覧いただいておりますような検討結果として取りまとめたところでございます。

知事からいただきました諮問の説明によりますと、大阪府における土壤汚染対策を効果的に推進するために、関連する法律との整合を踏まえて、府域の状況に適した制度化について検討を加えてほしいというものであります。関連する法律といたしましては、本年5月に成立いたしました土壤汚染対策法がございます。これは、来年2月15日から施行されることとなっております。その土壤汚染対策法の考え方や、国における政令、省令等の内容、それから府域の土壤汚染の事例とか、関係者の意見などを踏まえまして、府としてとるべき制度のあり方についてまとめたところでございます。

それでは、資料3の初めからご説明させていただきますが、表紙をあけていただきまとめておりますと目次がございます。この報告書の構成は、目次のように、「第1 対象とする土壤汚染のリスク」から「第7 制度のあり方」まで、7つの章から構成されております。

次の1ページ、「はじめに」というところで、この制度を検討する背景につきまして取りまとめております。

1枚めくっていただきまして、2ページ、「第1 対象とする土壤汚染のリスク」でございますが、それぞれの章におきましても、初めに考え方に関する記述を行っていて、それをまとめたものを枠で囲って書いておりますので、そういう要領でごらんいただきたいと思います。この第1の対象とする土壤汚染のリスクでございますが、つまりは対象とする土壤汚染のリスクにどういうものがあるかということで、この制度におきましては、健康影響に係るリスクとして扱うことにしております。そして、そのリスクの中身として、汚染物質がどのように健康にかかわって暴露されるかというそのルートがあるわけですが、それにつきましては、汚染土壤を直接摂取する、汚染土壤を口に入ることによるリスクと、汚染土壤が水に溶解しまして地下水汚染が起き、その汚染地下水

等を摂取するというルートによるリスク、この2つの経路を考えることが適當であるとしております。この点につきましては、土壤汚染対策法、以降、土壤法と略称させていただきますが、この土壤法の考え方と全く同様でございます。

3ページをご覧ください。「第2 対象とする物質」であります、2番目の段落に記載しておりますように、国の土壤法では対象とする有害物質として25物質の特定有害物質が指定されておりますけれども、大阪府域におきましては、ダイオキシン類による土壤汚染や、その他特定有害物質との複合汚染の事例があるわけで、そういう汚染のある土地の形質の変更時を契機としてそれらが判明しています。ダイオキシン類につきましては、ダイオキシン類対策特別措置法が既にありまして、汚染された土壤の対策の仕組みが定められてはおりますが、大阪府におきましては、確認された汚染事例などを考慮いたしまして、局所的な汚染や他の有害物質との複合汚染に機動的に対応するため、今回の制度化に当たって対象とする物質は、土壤法の25物質に加えてダイオキシン類も入れることが適當であるとしております。

4ページをご覧ください。「第3 土壤の汚染状況調査」についてであります。

言うまでもなく、汚染対策の最初は汚染があるかないかという調査を行うわけですけれども、第1段落の後段にもありますように、土壤汚染の調査につきましては、汚染の可能性が考えられる土地の形質の変更を行うときなど一定の機会をとらえて行うことが適當と考えております。まず、土壤汚染というのは、大気汚染、水質汚染と違いまして、見た目にはすぐにわからない、そして汚染物質が土壤の中でたまっていてなかなか動かないという特性がありますので、調査につきましても、水や大気と違った特有の調査を行う必要があるとご認識いただきたいと思います。そこで、土地の形質の変更時に調査を行うのが適當と考えております。

土地の形質の変更とは一体何だということも多く議論になりますので、簡単に説明をしておきますと、これは法律用語らしいのですが、土地の土を機械的に掘ったり埋めたり、あるいは動かしたり搬出したり、持ってきてたり、そういうことでもとの地形を変えてしまうことが土地の形質の変更になります。したがって、もちろん杭を打ったり、それから地中に埋まっているものを掘り出したりという行為もこの形質の変更に当たりますので、そういうことを行うときを一つの契機として調査を行うことにしております。

土壤法の第3条におきましては、調査の実施の義務が有害物質使用特定施設が廃止される際に課せられることになっておりますけれども、府域で確認されている土壤汚染の

事例では、過去に有害物質を使用していた工場等の跡地と考えられる遊休地を開発した場合とか、大阪府には生活環境保全等に関する条例がありますが、そこで横出ししている有害物質の使用届出施設が廃止したときなど、土壤法では調査の対象となっていない機会に確認されていることがあります。

そこで、汚染事例の件数を参考資料として17ページに記しておりますが、この程度を現在大阪府で把握しております、これらの事例を勘案し、土壤法が規定している調査の機会に追加して、この調査の結果を知事に報告させることなどが適当と考えております。4ページの後半以降に、その具体的な取り扱いに当たって考慮すべき事項を記述しております、6ページの枠の中にそれがまとめられておりますが、土壤汚染の調査の機会として、次の3つの機会を追加するとしております。

土壤法で規定するもの以外に3つ、大阪府では規定しようという考え方を持っておりまして、第1は、土地の形質変更時であります。一定規模以上、というのは $3,000\text{m}^2$ 以上の土地におきまして、土地の形質の変更を行う場合を対象とするということで、土地の所有者等は、過去の有害物質の使用履歴等について調査をし、その結果を知事に報告することになります。そして、報告の結果、つまりその調査の結果になりますが、土壤が汚染されているおそれがあると知事が認めた場合に、土地の所有者等は土壤の汚染状況を知事が指定する調査機関に調査させて、その結果をまた知事に報告するということになります。

2つ目は、有害物質使用施設の廃止時であります、これは、府条例で横出ししている有害物質使用届出施設、またはダイオキシン類の特別措置法にかかる特定施設を廃止する場合に、それを調査の対象とするということです。

それから、3つ目といたしまして、稼働中の工場等で土地の形質が変更されるときですが、その事業場の敷地において土地の形質の変更を行う場合をとらえて調査することになります。

以上3つが加わっておりますけれども、特例があります、それは言うものの、引き続き同一の工場、あるいは事業場、または従業員等以外の者が立ち入ることができないような、つまり一般人が立ち入れない工場、事業場の敷地として使用される場合には、原則として調査をしなくてもよいと考えております、そのような規定を盛り込むべきであるということを提案させていただいております。

7ページをご覧ください。「第4 汚染地に係る情報の公表・公開」についてでござ

いますが、土壤汚染が存在する土地におきましては、健康に係る被害を及ぼすおそれがあります。土壤汚染の存在を知らずに開発をされてしまったり、そのことによって起こるリスクがあり得ますから、そのリスクを避けるために可能な限り情報を公開することが必要であると考えておりますと、土壤汚染対策を円滑に進めていくことが重要なために、土壤法第5条の指定区域の規定に準じて、汚染地に係る情報を公表・公開していくことが適当と考えております。

このまとめといたしまして、下の枠の中に書いておりますが、汚染地に係る情報の公表・公開につきましては、土壤汚染状況の調査の結果、当該土地が汚染されている場合には、「管理区域」という名称による区域を指定いたしまして、これを公開いたします。併せて、管理区域の台帳をつくりまして、閲覧に供することが適当と考えております。そして、土壤汚染の除去等により指定の事由がなくなった場合、つまり土地が一応クリーンになったことがわかった場合には、その指定を解除して、台帳から削除することが適当であると考えております。

8ページをお開きください。「第5 管理区域に対する措置」です。管理区域というのは、汚染が判明している土地でありますと、そこで措置を行う、つまりは対策を行うということでございます。この管理区域につきましては、土地所有者等によって適切に管理を行わせるとともに、土壤法の第7条にあります措置命令の規定、また土壤法の第9条にあります指定区域内の土地の形質の変更の届出及び計画変更命令の規定に準じた措置を講じさせることが適当と考えております。つまりは、土壤法に準じた形で措置を行うということでございます。

具体的には、枠の中になりますが、管理区域に対する措置としまして、次のとおりとします。1としまして、汚染の除去等の措置について、土壤の汚染により人の健康被害が生じ、または生ずるおそれがあると知事が認めたときには、土地所有者に対して、覆土、汚染の除去等の必要な措置を命ずることができる。措置命令をすることになります。また、2といたしまして、土地の所有者等には管理区域を適切に管理していただくのは当然のことですが、管理区域内におきまして土地の形質の変更をしたいという者は、知事にその旨の計画の届け出をし、知事は、施行方法が一定の基準に合致しないと認めたときには計画の変更を命ずる、このことによって形質の変更を適切に行わせるという考え方になっております。

9ページでございますが、「第6 その他」です。ここでは、土地の形質を変更する

場合の責務につきまして、土地の形質の変更を行う場合には、土地の所有者等は、土壤汚染によって人の健康に被害が生じないように努めなければならないとしております。

3,000m²以上の土地は先ほど申し上げたとおりですが、3,000m²未満の土地につきましても、土地の形質の変更をする場合には、ある一般的な責務を負ってもらうという規定を盛り込むことが必要と考えております。

2番目といたしまして、市町村の協力であります。当然、府の条例という方向で考えておりるために、地域の環境保全の上で重要な事項である土壤汚染対策の推進につきまして、市町村の積極的な協力、かかわりが必要と考えております。特に、過去の土地の履歴調査、工場・事業場への指導・助言、住民理解を深める取り組み等は地元の市町村の協力が欠かせませんから、こういったことを盛り込んでおります。今後、事務的な処理につきましては、土壤法並びに環境関連法令等と調整をいたしまして、適切に実施していくことが望まれます。

それから、3といたしましては、実効性の確保であります。こういう規定を作つて、それを実効あるものとするためには、土壤法とか府生活環境条例の内容などを踏まえまして、措置命令に違反した場合、土地の形質の変更の計画変更命令に違反した場合や土地の形質の変更の届け出をしなかった場合等に罰則を科すという、罰則規定を設けるということです。また、調査につきまして、これを実施しなかった場合、あるいは虚偽の報告をした場合も、勧告をし、その勧告に従わなかった場合には違反者の氏名等の公表を行うとともに、調査を命ずることができるような仕組みにすることを希望しております。

10ページは「第7 制度のあり方」ですが、こういった考え方を府の方でどのように制度化していくかということでございます。土地所有者等に汚染状況調査や汚染の除去等の措置について義務を課すことになりますが、その制度の実効性を担保するために勧告、公表、罰則を設ける必要があることから、この制度を条例の形で整備する必要があると考えております。この条例化に当たりましては、大阪府では、既に先ほど来申しております府の生活環境条例による規制、指導が一部あり、その中で公害の対象として土壤の汚染を定義し、届け出事業場における地下水及び土壤汚染を防止するための有害物質を含む地下浸透水の浸透禁止規定を設けている、というのは、以前に、土壤汚染に先立ちまして地下水汚染というのがありました段階で、有害物質を地下に浸透させてはいけないという規定がありました、これを既に府の条例の中に組み込んでおりますので、

この部分を勘案しながら、新しい土壤汚染対策については、一部この条例を改正することによって対処できると判断しております。

大阪府がとるべき土壤汚染対策の基本的な考え方は、以上のとおりであります。

11ページは、「おわりに」という形で、制度の実効性を期するために重要な事項を取りまとめて記述しております。具体的には、これは今回の土壤法を実効あるものにするための非常に大きな手段だと思っておりますが、リスクコミュニケーションの推進を強化すること、それから、中小企業などの汚染事例もありますので、そういったものに対する細かな支援をする、汚染土壤の処理について情報をもっと十分に提供できるような充実した制度を考えていく、こういったことが重要ではないかと思います。

それから、今回対象にはしていない物質による健康影響、土壤汚染の生態系への影響がありますし、生活環境に影響する油汚染というのがあります。この2つにつきましては、まだ現段階では資料が十分ではないということで、国の方でも今後の課題といたしておりますが、府の方でも同様の考え方をとりまして、生態系への影響、油汚染等につきましては、今後知見の集積に努めてもらうことを要望したいと思っております。

大体以上ですけれども、審議の過程で私が委員の先生方から指摘をいただきまして重要なこととしてとらえておりますことが、自然由来の汚染です。自然由来の汚染というのは、国の土壤法におきましても環境基準の対象項目になっていないこともありますし、この制度を充実させるという意味での我々の審議の上には乗ってこない現象であります。しかし、現実には、大阪府下におきましても、砒素とか鉛等、自然由来と考えられるような土壤汚染が見られるわけでございまして、これは報告書の中に入れられないんですけれども、現実に府民の皆さんからいただいた意見の中で、全部で102件のうち8件が、この自然由来の汚染をどう考えるか、あるいはそれを盛り込んでほしいという意見であったことからもわかりますように、非常に関心度が高いわけです。そういうことで、今回、この制度の中では取り上げられなかったけれども、この自然由来の汚染につきましても、その実態や汚染の対策技術について十分な調査を科学的に進めてほしいという要望をお伝えしたいと思います。

この自然由来の汚染というのは、何も土壤汚染に限ったことではありませんで、地下水にもありますし、底質の汚染にもある。それから、詳しく考えていくと、公共用水域におきましても自然由来の汚染があり得るわけです。そういうことから、それぞれの分野で扱う部局が大阪府の中でもちょっとずつ違いますので、今後そういったところを

総合的にお考えいただきまして、この自然由来につきましてどう考えていくかということを、ぜひ今後、検討の課題にしていただきたいということです。

それと並びまして、全然データがないというわけではありません。そのところは、大阪府の方におかれましても、できるだけあるデータを市民に公開してほしい。これは情報公開の制度を十分に活用していただきたいということになると思いますが、現在ある自然由来の汚染につきましても、ぜひ情報を公開していただきたいという要望をさせていただきたいと思います。

以上、報告書の内容の説明と、最後に若干部会としての府への意見といいますか、希望を述べさせていただきました。

以上でございます。

南会長 村岡先生、どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご意見あるいはご質問をいただきたいと思います。時間の余裕がなくなってしまいりましたが、ご質問、ご意見を頂戴できればと思います。

岸上委員 参考資料4、17ページに「府域における土壤汚染の状況」というのがあるんですけれども、数字だけが示されておりまして、具体の中身がわからないんです。時間がございませんので、ごく端的に把握をしておられる例をご説明いただきたいのと、把握をしておられる具体の中身について、後で資料をいただきたいと思います。

同時に、こういう土壤汚染について、原因者負担といいますか、汚染が明らかになって、これを処理する場合に、何でもかんでも行政がやることもないと思うんですけれども、その辺のところがちょっとご説明がなかったので、お願ひをしたいと思います。

村岡部会長 汚染の中身は事務局から報告していただきたいと思いますが、汚染者負担につきましては、その原則をこの制度で拒否するものではありません。あくまでも汚染原因者がその調査の費用の負担、それから措置費用の負担ということになると思います。

ただ、調査の場合は、調査しなければ汚染の原因がわかりませんので、それまでは土地の所有者に調査を命じて汚染の実態を探る、それにかかわって汚染が発見され、かつ土地所有者以外に汚染原因者がいる場合には、土地所有者が汚染原因者に求償できるという制度になっております。

それから、措置の場合もほぼ同様の考え方になりますが、それがはっきり費用を負担すべき状態であると判断された場合には費用等を負担するという制度になっておりまして、この点は、府独自で考えるというより、国の制度そのものを踏

襲していると考えていただきたいと思います。

南会長　　ありがとうございました。重ねて、事務局の方からのご回答をお願いします。

事務局（小谷課長）　　化学物質対策課長の小谷でございます。汚染事例につきまして、ごく主なものについてご紹介したいと思います。

まず、件数ですが、従前、こういう土壌法なり条例による制度、ルールというのがございませんでした、調査・対策指針という国から示された指針に基づいて調査が実施されております。その中で、全国的には百数十件、その中で大阪府域について10数件という状況でございます。

それと、主な原因物質の内訳は、府域の産業界におきましてはいろんな化学物質を使っていろんな製造行為をされているわけですが、その中で、鉛であるとか砒素というような重金属によるものと、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物の汚染が見られます。特に、揮発性有機化合物については、主に金属・機械関係で溶剤という形で使われているケースもありますので、そういうところから出てくる場合と、さらに、特にクリーニング店であるとか、小規模な企業からも検出されている事例がございます。そういう事例が出てくる契機といたしましては、主に開発に当たってそれを契機に判明されるケースと、特に近年、環境ISOの認証取得を受けられる機会において出てくるケースが大半でございます。

我々としては、今回、条例で制度化されることによりまして、一定かなり幅広い形で機会がとらまえられるのではないかと考えております。答申をいただいて土壌汚染対策の制度化を図りまして、この充実を期していきたいと考えております。

南会長　　ありがとうございました。多分、化合物名にすれば非常に多岐にわたるので、今のように重金属あるいは有機物という一括した表記、あるいは参考資料4のところには明確な化合物名までは記載されていないということだと思います。岸上委員、よろしくうございますか。

ほかにございませんでしょうか。——それでは、特にないようでございますので、ただいまの部会報告をもって答申するということにさせていただきたいと思います。

なお、先ほども同様でございますが、答申文の作成等の取り扱いにつきましては、ご一任をいただければと思っております。

議事は以上でございます。特にご発言がございますでしょうか。——特にご発言がないようでございますので、長時間のご協力、ありがとうございました。

これにて大阪府環境審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございます。

た。

閉会 午前11時54分